

[参考資料]

参考資料 目次

資料①	農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視（第一報）	59
資料②	災害復旧事業に係る計画変更の取扱い （告示・防災課長通知の一部改正）概要等（農林水産省提供）	67
資料③	直営施工方式の活用（農林水産省提供）	71
資料④	多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援（農林水産省提供）	72
資料⑤	「MAFF-SAT」農林水産省の職員派遣による支援（農林水産省提供）	73

農業分野における災害復旧の迅速化に関する行政評価・監視 (第一報)

－災害復旧工事計画概要書の変更に係る告示等の見直し－

被災自治体から、「小規模な計画変更まで重要変更該当してしまい、過大な負担となっている」などの現場の具体的認識を把握したことから、災害復旧工事計画概要書の変更協議の対象について調査

○ 都道府県は、国の査定後に工種や工事費の変更等により災害復旧工事計画概要書の変更が生じた場合、「軽微な変更」を除き、あらかじめ農林水産省に協議（重要変更協議）が必要（注1）

○ 協議が必要なものとして、工事費の額の変更については、農林水産省告示（注2）で「工事費の増減額が、変更前の3割（その額が1千万円を超える場合は1千万円）を超える変更」（告示の「1」）等と規定

○ しかし、増減額の割合を基に協議の要否を決定することは、農地や水路など小規模事業の場合、僅少な額の変更にもかかわらず、協議が必要となり、被災自治体にとって負担となっている実態（※）が判明

（※）計画変更の協議のための資料作成から協議完了まで、1か月程度を要する場合もあり、その間、重要変更協議に係る部分の工事は実施できず、工期にも影響

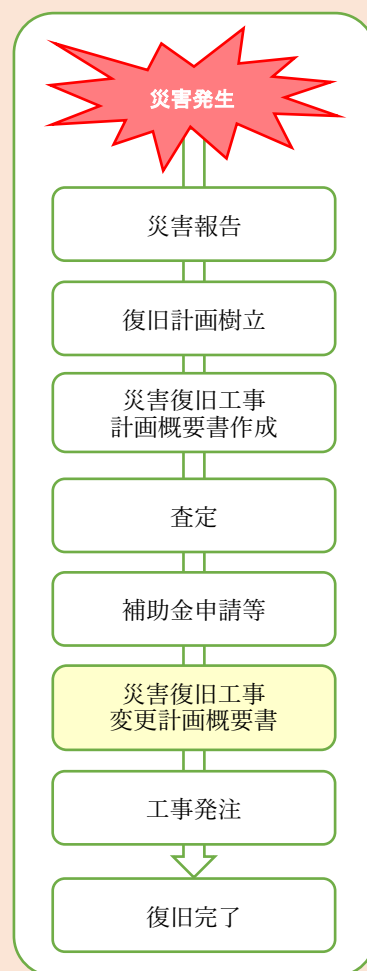
<調査結果>

- ・ 調査した協議実績 274 件中 190 件が、告示の「1」の変更に該当。このうち約 6 割（112 件）の変更が事業規模 300 万円以下（最小増減額：約 19 万円）



○ 上記を踏まえ、農林水産省は、例えば、告示の「1」の変更の場合であっても協議を必要としない工事費の限度額を設定するなど、被災自治体の負担軽減等のため、告示や関係規定等を見直すことが必要

<災害復旧プロセス>



（注1）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「暫定法施行規則」という。）第2条で規定されている「軽微な変更」を除き、暫定法施行規則第3条により、協議をしなければならないとされている。

（注2）平成12年農林水産省告示第453号（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件）。以下、単に「告示」という。

調査の結果

1 農業分野における災害の特徴等

農地や農業用施設が被災した場合においては、1箇所当たりの被害額は小規模であるが広範囲に分布し、かつ、膨大な箇所数となっているのが現状（表1）

（表1）過去5か年（平成25年～29年）の平均被害

区分	被害箇所数	被害額	被害額/被害箇所数
農地・農業用施設	38,826箇所	890億円	2,275千円/箇所

（注）農林水産省提出資料に基づき、当局が作成した。

これら災害復旧の申請の多くは、市町村が事業主体となっていくが、対応する農業系技術職員は減少傾向（表2）

（表2）農林水産技師数の推移

（各年4月1日現在）

区分	H17	H22	H27	R2
総職員数	38,084人	33,308人	31,797人	31,926人
都道府県	32,212人	28,669人	27,552人	28,047人
市区町村	5,860人	4,611人	4,216人	3,853人
一部事務組合等	12人	28人	29人	26人

（注）総務省自治行政局公務員部「地方公共団体定員管理調査」に基づき、当局が作成した。

2 災害復旧工事計画概要書の変更について

（1）重要変更の要件と軽微な変更の体系等

災害復旧工事計画概要書について、国の査定後に変更の必要が生じた場合、軽微な変更（暫定法施行規則第2条で定めるもの）を除き、あらかじめ農林水産省に協議し、その同意を得ることが求められている（以下、協議が必要な変更を「重要変更」という。）（※）。（図1）

（※）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第3条第2項：「災害復旧事業計画概要書（略）の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。」

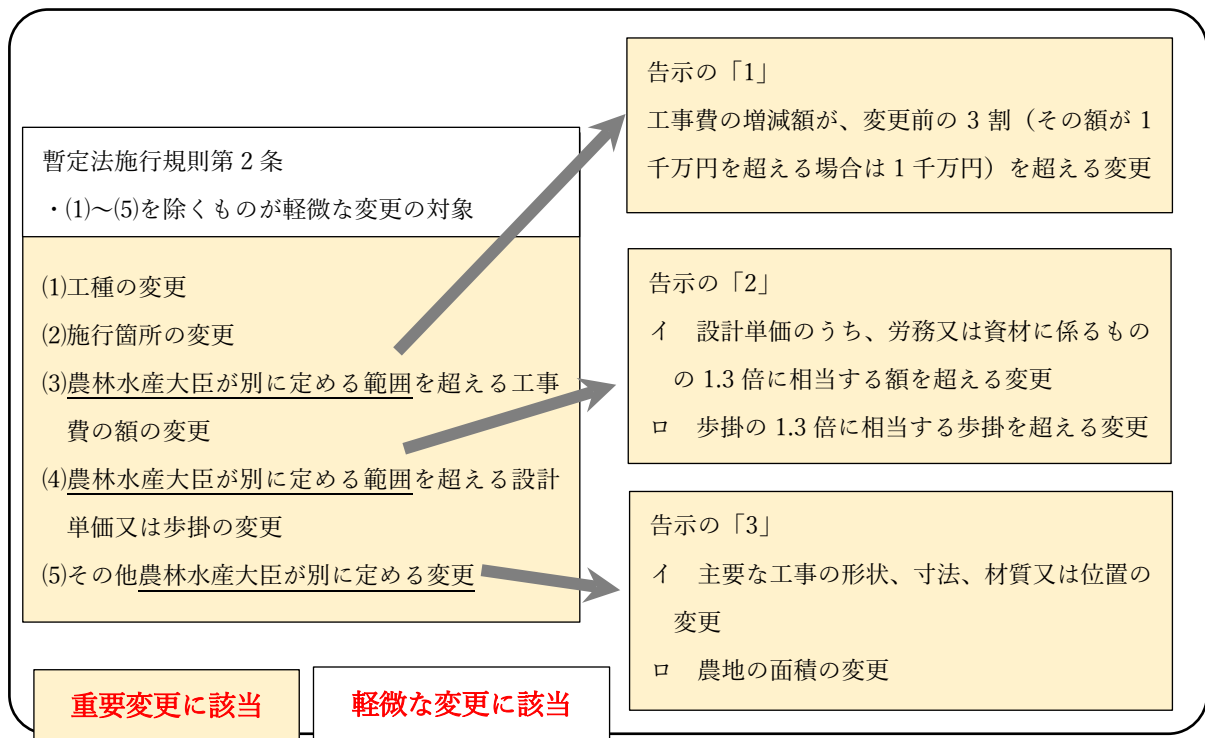
この重要変更の協議は、①市町村が変更に係る資料一式を作成し、都道府県に提出、②都道府県から地方農政局へ提出、③地方農政局から都道府県へ回答、④都道府県から市町村へ回答という流れでこれらの手続に1か月程度を要するケースもあり、その間、重要変更に係る部分の工事は実施できないこととなる（それ以外の部分の工事は実施可能）。

(参考) 重要変更の協議手続に掛かる期間の例

区分	①市町村→都道府県	②都道府県→農政局	③農政局→都道府県	④都道府県→市町村
事例 1	6月10日	6月25日	7月2日	7月10日
事例 2	11月27日	12月23日	12月24日	12月24日

(注) 当局の調査結果による。

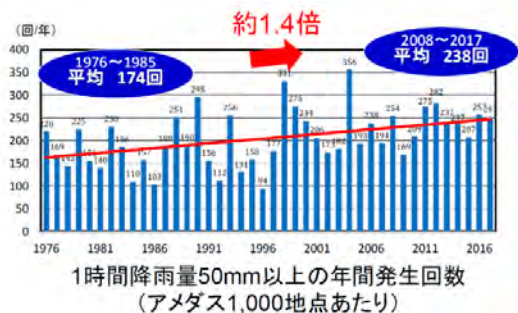
(図 1) 重要変更要件の体系図



(注) 農林水産省提出資料に基づき、当局が作成した。

(2) 近年の重要変更実績等

近年の気象変動の影響による水害の多発化や大規模災害の頻発化に伴い、重要変更案件は増加傾向にあり、査定件数に占める重要変更件数の割合は約15~29% (表3)



国土交通省「第3回大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会配付資料」より抜粋

(表 3) 近年の重要変更実績

(令和3年2月15日現在)

区分	査定件数	重要変更実施件数					割合
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	計	
H29年災害	10,461	71	737	586	139	1,533	14.7%
H30年災害	18,421	—	189	2,892	2,267	5,348	29.0%
R元年災害	14,910	—	—	859	3,044	3,903	26.2%

(注) 農林水産省提出資料に基づき、当局が作成した。

3 今回調査の結果、明らかになった課題等

(1) 被災自治体の主な現場認識・意見

- 「農地の場合、当初の査定額が100万円と小規模の箇所が多く、現行の3割を超える増減となれば、変更額が130万円を超える箇所は重要変更^{重要変更}に該当してしまい、過大な負担となっている。例えば、農地500万円、農業用施設1,000万円以上とするなど、下限値を設けてほしい。」
- 「計画変更は、現地の状況変化の都度、必要となるので、1箇所につき1回とは限らない。また、同時期に発注・契約された復旧工事の計画変更時期が重複することも珍しくない。この結果、事務手続の輻輳^{ふくそう}による復旧工事の停滞が懸念され、復旧工事の遅れにつながるものが危惧される。」

(2) 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)の災害復旧における重要変更の状況分析

今回、当局において、平成30年7月豪雨(西日本豪雨)の災害復旧における重要変更の実績274件を把握し、分析したところ、以下の点が明らかとなった。(なお、調査した重要変更の約69%が告示の「1」に、約30%が告示の「3」に該当)

【告示別区分】

告示の「1」(工事費の増減)	告示の「2」(単価、歩掛)	告示の「3」(形状、寸法等)	計
190件(69%)	2件(1%)	82件(30%)	274件(100%)

(注) 農林水産省提出資料に基づき、当局が作成した。

【工種別区分】

(単位:件数、千円)

区分	農地	頭首工	ため池	保全	水路	道路	橋りょう	揚水機	その他	計
重要変更数	148(54%)	11(4%)	18(7%)	1(0%)	64(23%)	24(9%)	2(1%)	1(0%)	5(2%)	274(100%)
うち告示の「1」	125(66%)	4(2%)	14(7%)	0(-)	32(17%)	12(6%)	0(-)	0(-)	3(2%)	190(69%)
うち告示の「2」	0(-)	0(-)	1(50%)	0(-)	0(-)	1(50%)	0(-)	0(-)	0(-)	2(1%)
うち告示の「3」	23(28%)	7(9%)	3(4%)	1(1%)	32(39%)	11(13%)	2(2%)	1(1%)	2(2%)	82(30%)
平均査定額	5,215	43,119	19,749	76,777	12,269	14,956	23,252	8,431	62,595	11,644

(注1) 農林水産省提出資料に基づき、当局が作成した。

(注2) 割合は、小数点第一位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

<告示の「1」(工事費の増減)について>

告示の「1」の協議要件である「工事費の増減額が、変更前の3割を超える変更」に当たるものとして、協議が必要となった変更についてみると、以下のとおり

- 重要変更が行われた 274 件のうち、告示の「1」に該当するものは 190 件（約 69%）となり、工種別では、農地 125 件、水路 32 件と、両区分で 8 割以上を占める状況
- 上記 190 件の約 6 割（112 件）は、工事費 300 万円以下の小規模事業。計画変更を金額ベースでみた場合、最も少ないものは約 19 万円の変更で協議が必要となっている。（表 4）

農地や水路の工事は小規模なものが多く、残土処理費や流用土量の変更など僅少な額の変更であっても、増減額の「割合」を基に協議の要否を決定する現行告示においては、その割合が「3 割」を超えた場合、協議対象となる。

このため、被災自治体では、その資料一式を作成するなどの事務負担が生ずるとともに、その間、重要変更に係る部分の工事は実施できない状況（それ以外の部分の工事は実施可能）

（表 4）告示の「1」該当部分（抜粋）

（単位：千円）

県	事業費				工種	復旧工法	変更内容	
	査定額	変更額	増減	増減率			変更理由	具体的な内容
岡山	427	896	469	110%	田	排土、不足土補充	実施組替	実施単価への変更
岡山	457	1,252	795	174%	田	排土、不足土補充	実施組替	実施単価への変更
岡山	462	1,188	726	157%	田	排土、不足土補充	実施組替	実施単価への変更
岡山	573	831	258	45%	田	排土	実施組替	実施単価への変更
岡山	573	0	-573	-100%	田	フトン籠	廃工	自力復旧
岡山	603	1,587	984	163%	田	排土、不足土補充	実施組替	実施単価への変更
鳥取	611	418	-193	-32%	田	種子吹付	実施組替	実施単価への変更
鳥取	628	396	-232	-37%	畑	排土	違算訂正	土工数量変更
愛媛	665	1,119	454	68%	田	排土	実施組替	土捨場変更
岡山	675	428	-247	-37%	水路	コ	替	残土を他工区へ流用、敷鉄板の流用
岡山	2,639	0	-2,639	-100%	田	租	(中略)	
愛媛	2,710	767	-1,943	-72%	畑	排土	部分廃工	
山口	2,732	0	-2,732	-100%	田	排土	廃工	河川事業による買収
愛媛	2,754	0	-2,754	-100%	畑	排土	廃工	
岡山	2,765	0	-2,765	-100%	畑	排土	廃工	他事業による
岡山	2,833	5,389	2,556	90%	田	排土、不足土補充	実施組替	実施単価への変更
鳥取	2,877	1,938	-939	-33%	水路	排土	実施組替	実施単価への変更
愛媛	2,990	1,830	-1,160	-39%	道路	モノレール	実施組替	数量変更
香川	3,074	4,921	1,847	60%	ため池	再構築	推定地質	軟弱地盤の出現
鳥取	3,081	2,085	-996	-32%	田	フトン籠	誤測訂正	フトン籠等の数量変更
愛媛	3,088	2,052	-1,036	-34%	畑	排土	部分廃工	
愛媛	3,109	5,366	2,257	73%	排水	排水路、積ブロック	誤測訂正	現地誤測によるブロックの増
愛媛	3,370	1,180	-2,190	-65%	畑	排土	誤測訂正	数量変更、機種変更
愛媛	3,391	0	-3,391	-100%	畑	排土	廃工	
山口	3,398	0	-3,398	-100%	田	排土	(中略)	
岡山	32,408	21,143	-11,265	-35%	田	不	廃工	部分廃工
愛媛	34,333	21,185	-13,148	-38%	水路	階段水路	構造変更	精査による延長の減、断面縮小・地元調整による仮設変更
愛媛	36,471	21,161	-15,310	-42%	水路	階段水路	構造変更	精査による延長の減、断面縮小・地元調整による仮設変更
愛媛	45,673	102,678	57,005	125%	ため池	築堤、洪水吐	実施組替	関連事業7975千円(5664千円増)
香川	46,590	61,250	14,660	31%	ため池	堰堤構築、関連(洪水吐)	構造変更	関連含む
愛媛	51,881	16,112	-35,769	-69%	水路	排水路	部分廃工	他事業に振り替え
愛媛	63,763	102,696	38,933	61%	ため池	築堤、洪水吐	実施組替	
岡山	77,444	53,548	-23,896	-31%	田	不足土補充	部分廃工	部分廃工
岡山	91,996	63,133	-28,863	-31%	田	不足土補充	部分廃工	部分廃工
岡山	133,412	159,214	25,802	19%	頭首工	堰体、護岸、護床	工法変更	矢板打設工法の変更

（注）農林水産省提出資料に基づき、当局が作成した。

<告示の「3」（主要な工事の形状、農地の面積の変更等）について>

工事費の増減額の割合は「3割以内」であり、告示の「1」には該当しないが、告示の「3」の協議要件である「主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更」、「災害復旧事業の対象となる農地の面積の変更」に当たるものとして、協議が必要となった変更についてみると、以下のとおり

- ・ 重要変更が行われた 274 件のうち、告示の「3」に該当するものは 82 件（約 30%）となり、工種別では、農地 23 件、水路 32 件と、両区分で約 7 割を占める状況
- ・ このうち、例えば、農地についてみると、速やかな営農再開のため、農業者自身が自力で復旧工事を行ったことから、事業の一部が廃工（中止）となり、（増減額の多寡にかかわらず）事業の対象となる農地面積が減少し、重要変更協議の対象となったケースも多く（23 件中 9 件）、中には、増減額が約 1 万円であっても協議が必要となったケースもみられた。（表 5）

告示の「3」については、農地など農業者自身の自力復旧により事業の対象となる面積が変更となる場合、現行告示では、面積が減少し、増減額も僅少なものであっても、協議の対象となる。

このため、被災自治体では、協議のための事務負担が生ずるとともに、その間、重要変更に係る部分の工事は実施できない状況（それ以外の部分の工事は実施可能）

（表 5）農地区分における告示の「3」該当部分

（単位：千円）

県	事業費				復旧工法	変更理由	変更内容	
	査定額	変更額	増減	増減率			具体的な内容	
山口	15,738	12,422	-3,316	-21%	排土	部分廃工		
愛媛	9,504	6,721	-2,783	-29%	排土	部分廃工	実施組換	
岡山	9,788	7,279	-2,509	-26%	積ブロック	部分廃工	他事業による	
高知	14,631	12,149	-2,482	-17%	排土	部分廃工	自力復旧	
高知	14,441	12,160	-2,281	-16%	排土	部分廃工	自力復旧	
山口	6,122	4,465	-1,657	-27%	排土	部分廃工		
山口	4,543	3,427	-1,116	-25%	フトン管	部分廃工	自力復旧	
山口	4,503	3,472	-1,031	-23%	排土、土羽	部分廃工	自力復旧	
山口	7,572	6,663	-909	-12%	排土	部分廃工	自力復旧	
山口	8,593	7,724	-869	-10%	排土	部分廃工	自力復旧	
香川	3,155	2,530	-625	-20%	土羽法面(丸太柵工)	実施組替	軟弱地盤の出現(土羽法面→丸太柵工)	
愛媛	2,670	2,070	-600	-22%	排土	誤測訂正	土工量2割超えの変更	
鳥取	9,940	9,404	-536	-5%	積ブロック	部分廃工	部分廃工	
					排土	部分廃工		
					排土	部分廃工		
					排土、積ブロック	部分廃工	他事業による復旧	
愛媛	886		-194	-18%	不足土補充	部分廃工		
山口	1,984		-187	-9%	排土、フトン管	部分廃工	自力復旧	
山口	1,455	1,380	-75	-5%	排土	部分廃工	自力復旧(かさ)	
鳥取	4,294	4,239	-55	-1%				厚さの変更
岡山	777	766	-11	-1%				更
岡山	1,224	1,541	317	26%				
岡山	43,829	50,398	6,569	15%				

1万円でも重要変更協議の対象

部分廃工となることにより、告示の「3」-ロ（農地面積の変更）に該当

増減額の割合は3割以内であることから、増減額に金額要件を付すなど限定してもよいのではないかと。

（注）農林水産省提出資料に基づき、当局が作成した。

4 所見

被災場所が広範囲、かつ、膨大な箇所数となる農地や農業用施設の災害復旧については、近年の各自治体の農業系技術職員の減少傾向や自然災害の多発に鑑み、限られたリソースの有効活用と速やかな営農再開に資するため、可能な限り、被災自治体の事務負担の軽減を図る必要がある。

今回調査した平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の災害復旧の重要変更実績をみると、①告示の「1」（工事費の増減）については、増減額の「割合」を基に協議の要否を決定していることから小規模な事業まで、また、②告示の「3」（主要な工事の形状、農地の面積の変更等）については、「事業の対象となる面積の変更」などを一律に適用していることから僅少な額の変更にとどまる案件についてまで、計画変更の協議が求められ、災害の増加や職員が減少している被災自治体にとって過度な事務負担となっており、その間、重要変更に係る部分の工事は実施できず、工期にも影響が及んでいる実態がみられた。

これまで農林水産省は、災害復旧工事計画概要書の変更について、対象額の引上げや東日本大震災に係る臨時措置などを講じてきたところであるが、上記3で述べた当局調査の結果から、更に被災自治体の負担を軽減するための余地が見受けられた。

以上により、例えば、告示の「1」については、増減額の割合が3割を超える変更の場合においても協議を必要としない工事費の限度額を設定し、小規模な工事の変更については協議不要とする、また、告示の「3」は、主要な工事の形状等の変更や農地面積の変更要件を緩和するなど、被災自治体の負担軽減、復旧工事の迅速化のため、告示や関係規定等を見直すことが必要である。

以上

災害復旧事業に係る計画変更の取扱い（告示・防災課長通知の一部改正）概要

・災害復旧事業の計画変更は、軽微な変更を除いてあらかじめ国と協議し同意を得るよう規定されています。

・近年は災害が激甚化、頻発化する一方、災害復旧事業の多くを担う地方公共団体の技術系職員が減少しており、災害復旧事務の負担をより一層軽減するため、軽微な変更にかかる告示及び通知を以下のとおり見直しました。

1. 協議を要しない工事費の増減額（告示一部改正）

・現行の告示では、工事費の増減額が変更前の工事費の30%に相当する額又は1,000万円を超えるものは国との協議を要するものとしているが、増減額が30%を超過しても300万円以下のものは軽微な変更として、国との協議を要しない規定に改正。

現行:工事費の増減額が、変更前の工事費の額の30%に相当する額(その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円)を超える場合

改正:工事費の増減額が、**300万円を超えかつ**変更前の工事費の額の30%に相当する額(その額が1,000万円を超える場合は、1,000万円)を超える場合

2. 協議を要しない農地の面積の変更（告示一部改正）

・現行の告示では、農地の面積の変更は大小に拘わらず増減した全てにおいて、国との協議を要するものとしているが、2割以内の減少は軽微な変更として、国との協議を要しない規定に改正。

現行:災害復旧事業の対象となる農地面積の変更

改正:災害復旧事業の対象となる農地面積の変更**(減少する面積が2割以内のものを除く)**

※農地面積の増は、災害復旧事業の範囲を拡大するものであるため、減少するもののみ軽微な変更として規定

3. 協議を要しない工事内容の変更（防災課長通知一部改正）

・現行の通知では、国との協議を要しない工事内容の変更を「一般事項」及び「農地」などの8工種毎に規定しているが、これを形状、寸法、材質、位置、数量の変更などに「体系化」し、工種に限定しない内容に「大括り化」する規定に改正。

【改正:通知 別紙1】

※記載内容は概要

(1) 形状、寸法又は材質

ア コンクリート二次製品等の形状、寸法又は材質の変更
イ 施設内外の電線等工事の変更

(2) 位置

ア コンクリート二次製品等を設置する位置の変更
イ 操作室の位置の変更
ウ 農地保全施設として行う各種工事の位置の変更

(3) 数量

ア 水路又は道路の延長の2割以内で、かつ、15m以内の数量の変更

イ **形状、寸法、材質、位置、数量の変更などに「体系化」し工種に限定しない内容に「大括り化」**

ウ 農地保全施設として行う各種工事・・・の数量の変更
オ 土工量、流用土量、購入土量又は敷砂利量の変更

(4) その他

違算訂正、入札差金、労務・資材単価・歩掛、採取場所、購入場所、運搬距離、使用機械、コンクリート二次製品・現場打コンクリート構造物間での交互、仮設工 などの変更

【現行:通知 別紙1】

※記載内容は概要

【一般事項】

違算訂正、入札差金のみ、労務・資材単価、資材採取場、運搬距離、土工量のみ2割以内、任意仮設工のみ2割以内、使用機械の機種のみ、標準ブロックから市販ブロック などの変更

【農地】

測量誤差による土量、搬入土の採取場所、耕土の捨土場所 などの変更

【頭首工】

取付護岸等の法長、護床工の数量、ブロックの規格 などの変更

【溜池】

鋼土の採取場所、護岸ブロック規格、グラウト工注入量 などの変更

工種毎の記載

【農地保全】

集水井の位置、排水路の位置・実測結果による延長変化 などの変更

【水路(堤防も含む)】

誤測による形状寸法又は材料数量、岩盤線の変動 などの変更

【道路】

誤測による形状寸法又は材料寸法、岩盤線の変動 などの変更

【橋梁】

巻込長、桁・方杖以外の規格、床固工の規格・数量 などの変更

【揚水機】

機場内線工事、巻込長、護岸工・根固工・ブロック等の規格の変更

○農林水産省告示第二千五百号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）第二条の規定に基づき、平成十二年三月三十日農林水産省告示第四百五十三号（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。）が、変更前の工事費の額の三十パーセントに相当する額（その額が一千万円を超える場合は、一千万円。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るもの）にあつては、その額が二千万円を超える場合は、二千万円）を定める変更を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月十日

農林水産大臣 金子原二郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>一 農地及び農業用施設に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更は、増加し、又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。）が、三百万円を超え、かつ、変更前の工事費の額の三十パーセントに相当する額（その額が一千万円を超える場合は、一千万円。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもの）のうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るもの）にあつては、その額が二千万円を超える場合は、二千万円）を超えるものとする。</p>	<p>一 農地及び農業用施設に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更は、増加し、又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。）が、変更前の工事費の額の三十パーセントに相当する額（その額が一千万円を超える場合は、一千万円。ただし、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもの）のうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るもの）にあつては、その額が二千万円を超える場合は、二千万円）を超えるものとする。</p>

三 農地及び農業用施設に係る規則第二条第五号の農林水産大臣が別に定める変更は、次に掲げる変更とする。

イ（略）

ロ 災害復旧事業の対象となる農地の面積の変更（当該変更に伴い減少する面積が変更前の面積の二十パーセントを超えるものを除く。）

三 農地及び農業用施設に係る規則第二条第五号の農林水産大臣が別に定める変更は、次に掲げる変更とする。

イ（略）

ロ 災害復旧事業の対象となる農地の面積の変更

附則

1 (施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2

この告示の施行の際現に農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百二十二号）第三条第二項の規定により、農林水産大臣に協議しているものについては、なお従前の例による。

農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて（平成12年4月1日農村振興局防災課長）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令169号。以下「令」という。）第3条第2項に規定する事業費決定後の災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画書（以下「計画概要書」という。）の変更については、同条第3項並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令94号。以下「規則」という。）第3条及び第5条に規定しているが、その細部については下記により統一して運用することとする。</p> <p>また、規則第2条第1号及び第2号並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（平成12年農林水産省告示第453号。以下「範囲等を定める告示」という。）の第1号及び第3号の軽微な変更は、別紙1のとおりとしたのでこれによって運用されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～13 略</p> <p>別紙1 範囲等を定める告示第1号に規定する農林水産大臣が定める範囲を超えない変更であって、 ①規則第2条第1号及び第2号に掲げるもの以外のもの ②範囲等を定める告示第3号イ及びロ以外の変更 は次に掲げるものとする。</p> <p>（1）形状、寸法又は材質 ア 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの形状、寸法又は材質の変更 イ 施設内外の電線等工事の変更 （2）位置 ア 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトを設置する位置の変更 イ 操作者の位置の変更 ウ 農地保全施設として行う各種工事の位置の変更 （3）数量 ア 水路（堤防も含む）又は道路の延長の2割以内で、かつ、15m以内の数量の変更（ただし、農地保全施設を除く） イ 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石</p>	<p>農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令169号。以下「令」という。）第3条第2項に規定する事業費決定後の災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画書（以下「計画概要書」という。）の変更については、同条第3項並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令94号。以下「規則」という。）第3条及び第5条に規定しているが、その細部については下記により統一して運用することとする。</p> <p>また、規則第2条第1号及び第2号並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（平成12年農林水産省告示第453号。以下「範囲等を定める告示」という。）の第1号及び第3号の軽微な変更は、別紙1のとおりとしたのでこれによって運用されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～13 略</p> <p>別紙1 範囲等を定める告示第1号に規定する農林水産大臣が定める範囲を超えない変更であって、 ①規則第2条第1号及び第2号に掲げるもの以外のもの ②範囲等を定める告示第3号イ及びロ以外の変更 は次に掲げるものとする。（以下工種とも同様とする）</p> <p>〔一般事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 数量、金額の違算訂正による変更 入札差金のみの変更 労務、資材単価等の変更 資材の採取場所又は購入場所（残土置場所）の変更 小運搬距離又はその運搬方法の変更 土工量のみの2割以内の増減による変更 任意仮設工のみの2割以内の変更 使用機械の機種のみの変更 標準ブロックから市販ブロックへの変更 コンクリートの容積配合から重量配合への変更あるいは比較設計の結果による購入への変更 蛇籠、ふとん籠の規格の変更 杭打工事で試験打（本杭によるものを含む）の結果による2割以内の杭長の増

1

<p>等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの数量の変更 ウ 法面工又は法面保護工の法長又は面積の変更 エ 農地保全施設として行う各種工事又はため池工の斜傾、底傾若しくは堅樋の数量の変更 オ 土工量、流用土量、購入土量又は敷砂利量の変更 （4）その他 ア 誤測又は違算の訂正、入札差金に係る変更 イ 設計労務単価若しくは設計資材単価の1.3倍以内の変更又は歩掛の1.3倍に相当する歩掛以内の変更 ウ 資材の採取場所若しくは購入場所又は現場発生材の搬出場所の変更に伴う運搬費用又は投棄料の変更 エ 小運搬距離又は運搬方法の変更 オ 土工の使用機械の機種又は転圧方法の変更 カ 蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む）、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの間での交互の変更 キ 仮設工の変更</p>	<ol style="list-style-type: none"> コンクリート二次製品（ブロック、柵板、U字溝）の規格の変更 芝付工の種別の変更、及び数量の2割以内の変更 <p>〔農地〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 面積に変更がない場合の測量誤差による耕土量又は搬入土量の2割以内の変更 搬入土の採取場所の些少の変更 耕土の捨土場所の些少の変更 耕土、心土の厚さに増減がない場合の転圧方法の変更 <p>〔頭首工〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 取付護岸、附属水路の巻込長、及び実測の結果による法長の変更 護床工の種別に変更がない場合で、数量のみの（実測結果による）2割以内の変更 木工沈床の木材材質の変更 護床工、根固工の蛇籠、ふとん籠の交互の変更 高水敷張ブロックの規格の変更 門扉操作室の位置の変更及び内外線工事の変更 <p>〔溜池〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 鋼土、抱土の採取場所の些少の変更 波除護岸のブロックの規格の変更 余水吐、腰石垣または波除護岸の巻込長の変更 グラウト工注入量のみの2割以内の変更 工事用道路の位置の変更及び敷砂利量の2割以内の変更 斜傾、底傾、または堅樋の実測結果による延長の変更 <p>〔農地保全〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 集水井又は水抜ボーリング工の位置の変更 承水路、排水路又は暗渠工の位置の変更および実測結果による延長変化 杭打工、土留工（擁壁工、石積工、片法杭工、ふとん籠等）の位置の変更及び実測結果による法長等の変更 <p>〔水路（堤防も含む）〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 起点、終点に変更なく、延長または断面の誤測による形状、寸法又は材料数量の変更 施行中における岩盤線の変動による法長の些少の変更 箇所数に増減のない床止工、帯工の位置変更及びこれに伴い形状又は寸法の変更 基礎コンクリートの根入り長の変更 <p>〔道路〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 起点および終点に関係なく、延長または断面の誤測による形状寸法又は材料寸法の変更 施行中における岩盤線の変動による法長の些少の変更 延長及び工法に関係なく、実測結果による法長の増減2割以内の変更 敷砂利の数量の2割以内の変更 <p>〔橋梁〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 取付工の巻込長または実測結果による些少の変更 木橋の部材のうち、桁、方杖及び橋脚杭以外のものの規格の変更
---	---

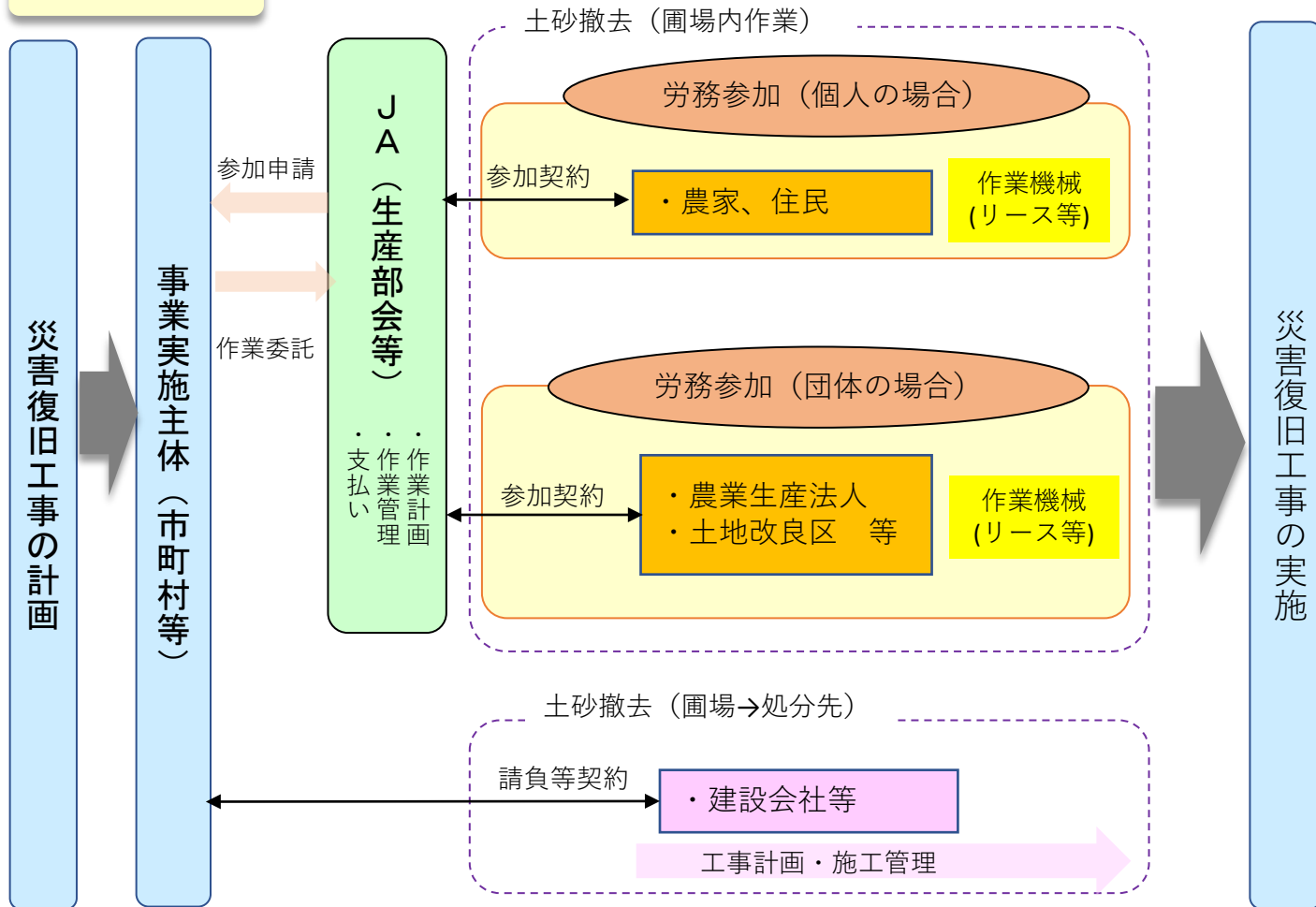
2

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">3 附属、護岸工、床固工又は根固工の規格の変更及び実測結果による数量の2割以内の変更 <p>[揚水機]</p> <ul style="list-style-type: none">1 機場内線工事の変更2 吸込吐出取付水路の巻込長又は実測結果による法長の些少の変更3 吐出水路の護岸工、根固工、ブロック等の規格の変更 |
|--|--|

直営施工方式の活用

災害復旧工事において、農家・地域住民の参加で実施が可能と考えられる作業を、直営施工方式により実施することにより、被災農家等の雇用の創出、工事コストの縮減、農家負担の軽減などが期待されます。

実施フロー



期待される効果

樹体周り土砂の早期除去

復旧工事コスト縮減

被災農家等の雇用創出

農家負担の軽減

直営施工の実施例



施工準備



補足材敷均し



舗装材敷均し



完成

実施にあたっての留意点

- ① 農家・住民等の直営施工の労務参加者は、労働災害保険や損害保険に加入する必要があります。
- ② 事業実施主体は、適切な施工管理、安全管理、検査などを行う必要があります。

多面的機能支払交付金を活用した災害復旧への支援

【支援対象】

○対象組織が活動計画書に位置付けている「保全管理する区域内の農用地、水路、農道、ため池」。

【支援内容】

○農地維持活動による「堆積した土砂・流木等の撤去などの応急措置が可能」。

○甚大な自然災害の場合には、被災した施設の「小規模な被災箇所の補修や復旧等に、交付金を重点的に活用することが可能」。この場合、計画していた今後の活動ができず活動要件を満たすことが困難となっても、地方農政局等から**特例措置の承認**を受けると、**交付金の返還を免除**。

○また、災害対応に十分な資金が無い場合は「別の対象組織から**交付金の融通**を受けることが可能」。※ただし、災害復旧にかかる**予算の追加配分はない**（面積当たり交付単価による定額補助の範囲内）。

農地維持活動による応急措置イメージ



大雨により水路に堆積した土砂を地域共同で撤去（外注も可能）

小規模な被災箇所の補修・復旧等イメージ



地震により破損した水路を地域共同で補修（外注も可能）

特例措置のイメージ

4月 5月 …… 9月	10月 11月 …… 3月
活動計画 泥上げ・草刈り・補修等	泥上げ・草刈り・補修等

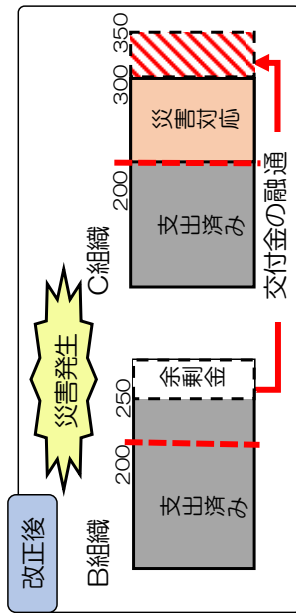
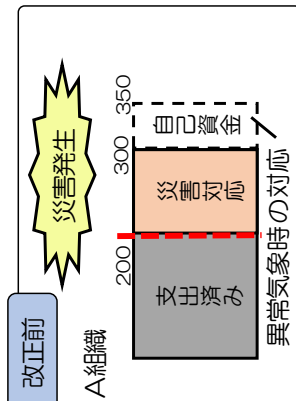
甚大な自然災害が発生

実施
予定どおり実施済み

災害復旧活動を実施
(計画していた泥上げ等の活動は実施できなくても良い)

甚大な自然災害時における対象組織間の交付金融通

＜年交付額が300万円の組織における予算融通の具体例＞



MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム） ～農林水産省の職員派遣による支援～

農林水産省農村振興局では、農地・農業用施設が被災した際、MAFF-SATとして、被災自治体に職員を派遣し、迅速な被害の把握や早期復旧を支援しています。

支援の内容

派遣された職員は、①初期情報収集、②緊急概査、③技術支援を行います。
また、必要に応じ試験研究機関等への専門家の派遣要請を行い、合同で調査及び支援を実施します。

災害発生

都道府県・市町村等からの要請により派遣を行うほか、災害の規模（甚大性、広域性）等によりプッシュ型で派遣を行います。

①初期情報収集

今後の支援の必要性を判断するため、被災の範囲・規模、応急対策の必要性、被災自治体の要望等に関する基本情報の把握を行います。

②緊急概査

農地・農業用施設の被災状況（箇所、面積）の把握や被害額の算出等に関する支援を行います。

③技術支援

被災した農地・農業用施設の応急対策の実施や災害復旧計画の工法の検討等に関する技術的な支援を行います。

本格復旧着手



①初期情報収集



②緊急概査



③技術支援

補足情報（ビブス）

MAFF-SATの職員は、調査を円滑に実施するため、現地調査時にはビブスを着用して活動します。

調査や活動の際には、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

